

< 当座勘定規定（パーソナル・チェック用） >

改定前	改定後
<p>7【手形、小切手の支払】</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15 時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は当行所定の書面によってください。</p> <p>(5) <u>当座勘定の払戻しの場合に、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</u></p>	<p>7【手形、小切手の支払】</p> <p>(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。</p> <p>(2) 前項の支払にあたっては、小切手または手形の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</p> <p>(3) 呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時まで当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、15 時以降に入金した資金であっても、当行が認めた場合には支払に充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(4) 小切手または手形の支払の委託を取消す場合には、振出しまたは引受け名義のいかんにかかわらず、本人または代理人のいずれからでも届出ることができるものとします。なお、届出は当行所定の書面によってください。</p> <p>(削除)</p>

9【当座勘定からの払戻し】

- (1) 当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押捺して提出するか、本人または代理人が自己の名義で振り出した小切手を使用して  
ください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該当座勘定の払戻しを受ける  
ことについて正当な権限を有することを確認するための本人  
確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必  
要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わな  
いことがあります。